

## 農山漁村地域整備交付金（公共）

【106,650（112,211）百万円】  
（平成26年度補正予算 5,000百万円）

### 対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域の特色を生かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。**
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進することが必要です。**
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進します。**

### 政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率 108%以上（平成27年度）
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率 66%（平成28年度）

### <主な内容>（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。**  
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。  
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等  
森林分野：予防治山、路網整備等  
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. **農地整備事業（通作条件整備）**  
農道橋・トンネル等の老朽化・耐震対策等を機動的に実施するため、既設の農道の保全対策を行う場合に限り、実施要件を緩和します。
4. **集落基盤整備事業**  
人口減少・高齢化に対応し、農業生産基盤の整備を進めつつ、基幹集落への施設・機能の集約（農業・農村関連施設の除却を含む）と集落間のネットワーク強化を図ります。

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-6744-2200）]

# 農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

## 交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

### 農業農村基盤整備

### 森林基盤整備

### 水産基盤整備

### 海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択  
(都道府県が各地区に予算を配分)  
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能  
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表  
(客観性・透明性の確保)

## 地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

### 交付金を活用した事業の実施例

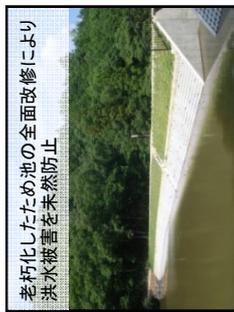
#### 【農業農村基盤整備】



用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により排水被害を未然防止

#### 【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



漁場造成による漁場の整備



漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)

#### 【森林基盤整備】



適切な森林整備を通して、多面的機能を維持・向上



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

#### 【海岸保全施設整備】



津波・高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



景観に配慮した侵食対策



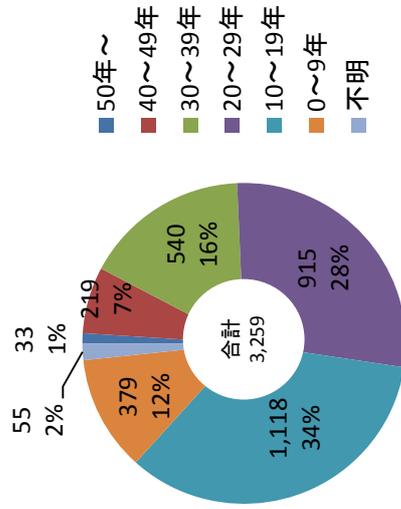
津波・高潮対策としての水門の整備

# 農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(通作条件整備)(拡充)

- 平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」において、既存インフラの適切な維持管理・更新を確実に実施することとされたところ。
- 農業生産性の向上や農産物流通の効率化、農村地域の生活環境の改善を目的としてこれまで整備されてきた農道は、老朽化が急速に進行し、適切な保全管理を行わなければ、地域の交通に重大な影響が出るおそれ。
- 点検・診断、老朽化・耐震対策等を機動的に実施するため、農道の保全対策を行う場合に限り、通作条件整備計画の策定を実施要件から除外。(要件緩和)

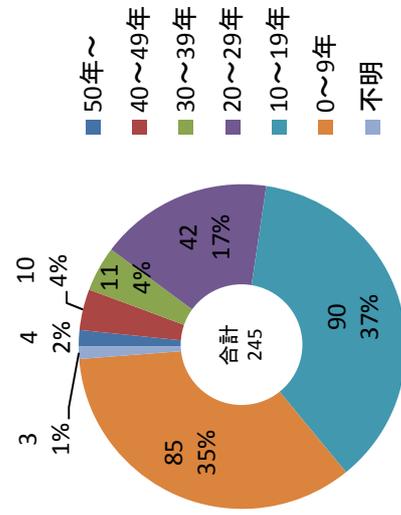
## 重要構造物の老朽化状況

(1) 橋梁(建設後の経過年数)



約24%が建設後30年を経過し、今後5年間で37%に増加する見込み。

(2) トンネル(建設後の経過年数)



約10%が建設後30年を経過し、今後5年間で15%に増加する見込み。



## 事業内容(下線部は拡充内容)

### 【事業内容】

農地への通作など、農業上必要となる農道について、農地整備等と一体的に実施

### 【拡充内容(実施要件の見直し)】

既設の農道を対象とした点検・診断、機能保全対策、耐震対策等を実施する「保全対策型」に限り、「通作条件整備計画」の策定を実施要件から除外

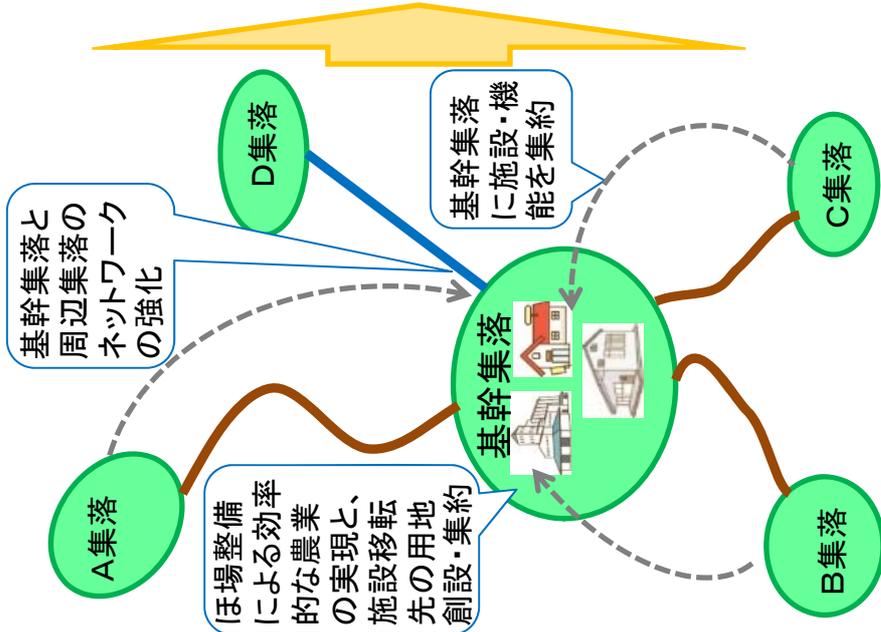


地方自治体における農道保全対策の機動的な実施を支援

# 農山漁村地域整備交付金 集落基盤整備事業(拡充)

- 農村地域では、人口減少・高齢化が都市に先駆けて進行しており、2050年には全国の6割の地域で人口が半分になるなど、集落機能の維持が困難になると予測。一方、農村のインフラ施設は、老朽化に加えて、利用ニーズが変化。
- このような状況の中、農業生産活動・地域集落が存続するためには、農業生産基盤の整備を進めつつ、基幹集落への施設・機能の集約と集落間のネットワークの強化を図り、定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化することが重要。
- このため、基幹集落への集約が必要な老朽化施設の除却や集落道の廃止が可能となるようメニューを拡充し、人口減少・高齢化社会に対応した、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施。

## 基幹集落への施設・機能の集約と集落間ネットワークの強化(イメージ)



## 【事業内容(下線部は拡充要求内容)】

### 1. 集落土地基盤の再編

人口減少・高齢化に対応した農業生産の効率化、維持管理の容易化、耕作放棄地の発生抑制、換地手法を活用した施設用地の創設

- ・効率的な農業を実現するほ場整備等の農業生産基盤整備の実施
- ・ほ場整備の換地手法を活用した基幹集落への施設移転先の用地創出・集約

### 2. 基幹集落への施設・機能の集約

人口減少、施設の老朽化や利用ニーズの変化に対応して、施設・機能の集約化を推進

- ・基幹集落への施設・機能の集約が必要な老朽化した農業・農村関係施設の除却 等

※集約施設の整備、廃校の活用等については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等も活用して実施

### 3. 集落間のネットワーク機能の強化

基幹集落と周辺集落間のネットワーク化を推進

- ・施設除却に関連する農業集落道の廃止を含め、農道や農業集落道の長寿命化や改修等

事業主体：  
都道府県、市町村等



## 海岸事業（農地海岸）（公共）

【3, 288(3, 288) 百万円】

### 対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

### <背景／課題>

- ・東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約150kmに及びます。
- ・特に海拔ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
- ・このため、海岸事業により沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

### 政策目標

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）

【約13%（平成23年度末）→約45%（平成28年度末）】

### <主な内容>

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 279(3, 279) 百万円  
国庫負担率：2/3等  
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199）]

## 災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【8,004(7,891)百万円】

（平成26年度補正予算 14,808百万円）

### 対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧するため災害復旧事業を実施します。

### <災害をめぐる現状>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域をはじめ、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性の向上を図るため、早期復旧が求められています。

### 政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

### <主な内容>

#### 1. 直轄農業用施設災害復旧事業

139(139)百万円

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。

国庫負担率：農林水産省65/100、北海道・離島・奄美85/100、沖縄90/100  
（但し、農家1戸当たりの事業費により負担率の嵩上げ制度あり。）

事業実施主体：国

#### 2. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業

13(13)百万円

「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

国庫負担率：農林水産省2/3、北海道4/5  
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により負担率の嵩上げ制度あり。）

事業実施主体：国

#### 3. 農業用施設災害復旧事業

4,968(4,917)百万円

農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65%、沖縄80%  
（但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

4. 農地災害復旧事業 2, 7 8 4 ( 2, 7 8 4 ) 百万円

農地（水田、畑等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50%、沖縄80%  
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、  
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 海岸保全施設等災害復旧事業 1 0 0 ( 3 8 ) 百万円

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省 2 / 3、北海道・離島・奄美・沖縄 4 / 5  
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により負担率の嵩上げ制度あり。  
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)  
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]

## 災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【159（272）百万円】

### 対策のポイント

災害復旧事業と併せた再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強等を行います。

### <災害をめぐる現状>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域をはじめ、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性の向上を図るため、再度災害の恐れがある場合は、災害復旧事業に併せた隣接残存施設等の改築、補強等が求められています。

### 政策目標

災害復旧と併せた再度災害等の防止及び速やかな災害復旧の実施

### <主な内容>

災害復旧事業に併せた再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

（国庫負担率、補助率：2/3、1/2等）  
事業実施主体：国、地方公共団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]